

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年4月5日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：24件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	制御棒／燃料サポート／制御棒案内管等保管ラックの使用済燃料プール内キャスク除染ピットへの据付作業において、当該保管ラックが除染ピット内壁面にあるボルトに干渉し、設置不可が認められたため、対応検討	GⅢ	
2	1号機	原子炉建屋弁漏えい処理系の弁グラウンドリークオフ復水器の安全弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	GⅢ	
3	1号機	保安検査官による定例パトロールにおいて、工事用仮置物品が仮置禁止エリアに置かれているとの指摘を受けたため、対応検討（保安検査官気付き事項）	GⅡ	
4	1号機	保安検査官による定例パトロールにおいて、タービン建屋地下の常設物品（ロッカー及び脚立）に常設物品表示が無いとの指摘を受けたため、対応検討（保安検査官気付き事項）	GⅡ	
5	1号機	燃料プール冷却浄化系スキマサージタンクのレベルスイッチに動作不良（ドリフト）が認められたため、当該レベルスイッチを点検・調整	GⅢ	
6	2号機	主復水器細管洗浄装置（C1）用ボール循環ポンプの運転状態表示ランプに点灯不良が認められたため、当該ランプ表示回路を点検・修理	GⅢ	
7	3号機	屋外海水ポンプ設置エリアにおいて、側溝コンクリートに一部破損が認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
8	3号機	屋外海水ポンプ設置エリアにおいて、側溝用グレーチングに一部変形が認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
9	3号機	275kV超高压開閉所の送電線碍子洗浄装置の汚損検出器排水電磁弁に動作不良（開固着）が認められたため、当該弁を点検・修理	GⅢ	
10	3号機	原子炉建屋2階の原子炉冷却材浄化系ポンプ（B）室入口扉の扉部品（ドアクローザー）固定用ビスの外れ（2本）が認められたため、当該ビスを取付	GⅢ	
11	3号機	主発電機水素冷却器用冷却水入口配管の保温材及び保温材カバーが外れているため、当該部を点検・修理	GⅢ	
12	3号機	電気油圧式主タービン制御装置用冷却水回収タンクレベル調整弁のグラウンド部に水のにじみが認められたため、当該部を点検・調整	GⅢ	
13	4号機	タービン建屋換気空調設備常用冷却系ターボ冷凍機（B）の渦流探傷検査において、凝縮器側チューブに閉止栓施工推奨チューブ（14本）が認められたため、当該チューブに閉止栓を取付	GⅢ	
14	5号機	保安検査官による定例パトロールにおいて、工事用機材の仮置物品表示札に表示期限切れがあるとの指摘を受けたため、対応検討（保安検査官気づき事項）	GⅡ	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	5号機	タービン建屋換気空調設備常用冷却系冷却装置周りの冷水配管用温度指示計のガラス内面に水滴の付着が認められたため、当該温度指示計のパッキンを交換	G III	
16	5号機	廃棄物処理系建屋3階から屋上（非管理区域）に至る通路に設置されている防護扉と建屋壁面との隙間より、外気の浸入が認められたため、当該扉を点検・修理	G III	
17	5号機	活性炭ホールドアップ建屋2階から屋上（非管理区域）に至る通路に設置されている防護扉と建屋壁面との隙間より、外気の浸入が認められたため、当該扉を点検・修理	G III	
18	5号機	所内用空気圧縮機の第2段出口圧力指示計のガラス内面に結露が認められたため、当該圧力指示計を点検・修理	G III	
19	6号機	所内ボイラ用給水ポンプ（A）の点検において、羽根車に摩耗が認められたため、当該羽根車を交換	G III	
20	6号機	所内ボイラ用給水移送ポンプの点検において、羽根車に摩耗が認められたため、当該羽根車を交換	G III	
21	6号機	廃棄物処理系廃液収集タンク（C）の入口弁にシートリーク（微量）が認められたため、当該弁を点検・修理	G III	
22	6号機	所内ボイラ用冷却水ポンプ入口弁にシートリーク（微量）が認められたため、当該弁を点検・修理	G III	
23	集中環境施設	プロセス主建屋地下2階の固化装置制御室監視用エリア放射線モニタ装置（チャンネル37）に動作不良（ダウンスケール）が認められたため、当該装置を点検・修理	G III	
24	集中環境施設	可燃性雑固体廃棄物焼却炉の点火用パイロットバーナー（No. 1、3）に着火動作不良（電極部のスパーク不可）が認められたため、当該バーナーを点検・修理	G III	